

[事案 29-134] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

骨折による入院について入院給付金を請求したところ、入院期間の一部は約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、全期間の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

足の粉碎骨折のため約 4 か月間入院したが、入院給付金が約 2 か月分しか支払われなかった。残りの入院期間についても、以下の理由により、平成 11 年 7 月に契約した医療保険にもとづく入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社からの通知書によれば、骨折超音波治療の終了までを入院給付金の支払対象としていると解釈できるが、実際にはそれ以降も超音波治療が行われていたため、超音波治療終了日まで給付金が支払われるべきである。
- (2) 同書面に片松葉杖開始と書かれた日には、まだ両松葉杖を使用していた。また、低周波治療を受けていないのに、治療を受けたと記載されている。
- (3) 自分は入院中に外出・外泊していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院の一部は約款に定める「入院」には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院給付金支払対象期間以降の申立人の治療内容は「自宅等での治療が困難である」および「常に医師の管理下において治療に専念した」ものとは認められない。
- (2) 通知書に一部事実と異なる点があることは認めるが、正しい調査結果を前提としても、判断を変更することはできない。
- (3) 外出、外泊をしていないからといって、入院の必要性があったとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不支払期間の入院について約款上の「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。